

草津市国民健康保険運営協議会 平成29年度第2回

日時 平成29年8月29日(火) 13時30分～14時50分

場所 市役所 8階 大会議室

出席者

公益代表：山本 正行委員 中島 直樹委員

喜田 久子委員 田中 みや子委員

被保険者代表：磯山 信夫委員 辻 良彦委員

岡山 茂子委員

保険医・薬剤師代表：村瀬 利恵子委員 橋本 賢治委員

小林 友也委員 服部 政憲委員

被用者保険代表：小林 忠司委員 若林 善文委員

草川 渉委員

事務局

西健康福祉部長、富安健康福祉部理事

杉江健康福祉部副部長、田中保険年金課長

永池納税課長、久泉介護保険課長

井上税務課長、田中健康増進課長

太田地域保健課長、紫田保険年金課副参事

小花保険年金課主査

部長挨拶

皆様、こんにちは。健康福祉部長の西でございます。委員の皆様方には、公私御多用のところ、御出席を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。本来ですと、市長が出席をさせていただき、皆様に御挨拶申し上げるところでございますが、本日は、他の公務のため、出席することができませんので、代わりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、平成30年度からの国民健康保険財政運営の都道府県への移行に向け、国におきましては、今年の7月に平成30年度の公費の在り方が示され、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法（ガイドライン）」が改定されました。また、滋賀県におきましては、5月末から進められておりました国保運営方針に対する意見照会および県民政策コメントが県の運営協議会の審議を経て、この23日に知事へ答申されたところでございます。

本市といたしましては、今後の国や県の動きに注視し、国保財政運営の都道府県への移行がスムーズに行えるよう、国民健康保険の適正な運用を図ってまいりたいと考えております。この後、本市の平成28年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みと国民健康保険の運営状況につきまして、皆様に御報告させていただきますが、今後も本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

審議事項

草津市国民健康保険の運営状況および平成28年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

歳入のうち主なものとして、一般の国民健康保険税につきましては、23億2,851万8千円となります。減少理由は、被保険者数と世帯数が減少したことと、平成28年度の税率改正で介護分を引き下げたためです。

国庫支出金は22億8,579万9千円で前年比94.70%です。療養給付費負担金が前年比93.17%の11億5,479万6千円で、減少理由は、療養給付費負担金は、一般の医療給付費から、前期高齢者交付金と基盤安定繰入金を差し引いて計算しますが、この差し引き額が大きいため、減少となります。介護納付金が前年比89.93%の1億4,948万3千円で、減少理由は、第二号被保険者の国保加入者が減少したためです。

前期高齢者交付金は38億7,263万8千円で前年比115.10%です。増加理由は、前期高齢者が増加したためです。

歳出のうち主なものとして、一般被保険者分の療養給付費は前年比100.29%の6億9,978万4千円で増加理由は、件数および1人当たり費用が増加したためです。

共同事業拠出金は、前年比101.88%の26億2,985万3千円で、増加理由は、高額医療費の増加により医療費が増加したためです。

これらの状況から、平成28年度国民健康保健事業特別会計決算見込みにつきましては、

歳入決算合計額 13,667,364,257 円

歳出決算合計額 13,042,386,480 円

差引 624,977,777 円

となる状況です。

なお、約6億2千万の繰越金が生じた主な要因につきましては、国と県の調整交付金が見込額を上回ったこと、一般療養給付費の伸びが鈍化したことにより執行残が例年よりも多かったことです。

また、国などへの返還金が約6千万円あり、繰越額としては、約5億6千万円の繰越金となる見込みです。

以上、平成28年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについては説明させていただきましたが、今後の財政運営につきましては、2年後に精算が伴う費用の見込みや医療費など収支見込みを立てることが大変難しい状況となっています。また、国から示される制度改正の内容や実施時期、一般会計から繰入金の動向なども含めて検討する必要があると考えております。

質疑等

Q：1点目としては、資料1の2ページの⑤保健事業費の推移と4ページの⑨国保特別会計決算状況の保健事業費の表記について、4ページの保健事業費とは保健事業普及費ではないか。

2点目としては、資料2の2ページ【歳出】の保健事業費の執行率が66.02%と他と比較すると執行率が低い理由は何か。

A：1点目ですが、表記につきましては、訂正いたします。

2点目ですが、資料2の保健事業費の執行率につきましては、平成28年度の特に特定健診等の保健事業費が大きな要因であります。平成28年度の特に特定健診の受診率の目標値が55%であります。実際のところ目標値との乖離が大きく、実際の値は30%台半ばであり、その差が執行率として表れております。実際の受診者としては約3千人程度の差が生じております。また、平成29年度の予算編成につきましても、目標値が60%でありますことから、その目標値に沿って予算編成をしております。つきましては、特定健診の受診率が目標率と乖離することで低い執行率として表れてまいりますことを、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q：平成26～28年度の3ヶ年の収納率の平均は約92.9%程度で推移しているが、今後都道府県単位化すると、県が設定した目標収納率と比較すると約1.5%程度低いと思われるが、収納率が低いとペナルティがかかってくると思うが、今後草津市としてはどのような収納率対策を行うのか。

A：収納率につきましては、平成28年度の収納率につきましては、現年で92.94%であり、平成27年度につきましては、92.31%であり、若干の改善が見られました。平成30年度からは、辻委員がおっしゃったとおり、県の運営方針案でも説明させていただきましたとおり、規模別収納率が設定されており、それが達成できなければ過去3年間の平均の収納率で目標設定し、草津市の場合は規模別収納率が未達でありますことから、3年間の平均の収納率を設定し、今後規模別収納率を目指していくこととなります。最終的には規模別収納率が未達であるということは、保険者努力支援制度の中の交付額が減少することとなることから、規模別収納率を達成できるような収納対策が必要になってまいります。

Q：繰入金について、平成25年度～28年度までの推移は、平成27年度からは基金の取り崩しが大きく膨らんでおり、結果として収支は大きく黒字で一見すると良好に見えるが、考え方の一つとして、基金を取り崩すのであれば、その他一般会計繰入をもう少し被保険者の立場に立ってその額を減額するべきではないか。

A：基金につきましては、草津市の国民健康保険条例のなかで決まっております、収支が不足した場合に基金の取り崩しができると定められており、保険税を下げるために取り崩すことは認められておりません。平成27年度に税率改正を行い、基金を都道府県化に向けて保有額を0にする方向で進めてまいりましたが、給付費の伸びなどにより思うように進んでおりませんのが現状であります。基本的には平成27年度に制度改正があったときに、中間所得層や低所得者層の負担軽減ということで税率改正を行っており、基本的な考え方は変わっておりませんが、今後基金の活用につきましては平成30年度の制度改正に向けて、11月、12月の運営協議会のなかでも、そのあり方を議論していただきたいと思っております。また、そのなかでは本市の考え方についてもお示しいたいと思っております。

Q：後期高齢者支援金の算定方法について、再度教えていただきたい。

A：後期高齢者支援金につきましては、75歳以上の方の医療費のうち5割は国の公費で、残りの5割のうち1割は加入者が負担し、残りの4割は国保や被用者保険が負担する制度であります。基本的な算出方法としては、負担額に加入者をかけて概算額を算出し、2年後に精算する形になります。28年度、29年度につきましては、概算額および負担額は増額しておりますが、被保険者数が年々減少していることから、結果として、精算額が増加したという結果になっております。

その他

1. 滋賀県国民健康保険運営方針（案）

滋賀県国民健康保険運営方針（案）については、8月17日に滋賀県国民健康保険運営協議会で審議され、8月23日に県知事に答申された。前回の本市の国民健康保険運営協議会の後に、県において、以下のとおり、修正がありました。

- ・保険料水準の統一の時期につきまして、「平成36年度以降のできるだけ早い時期の保険料水準の統一や更なる事務の効率化、標準化、広域化について検討を進めていきます」という表現が追加。
- ・納付金および保険給付費等交付金の対象に加える経費として、「保険料水準の平準化につなげるため、県内市町間で支給基準額が同一となっている出産育児一時金および葬祭費について、納付金および保険給付費等交付金の対象に加え、県全体で支えあうこと」という表現が削除。

質疑等

Q：この方針（案）の（案）がとれるのはどのようなスケジュールですか。

A：23日に知事に答申があり、これをもって議会で確認後決定し、それが公表されることとなります。

Q：11ページにおいて、保険者努力支援制度についてあるが、特定健診については前から議論されているが、がん検診や人間ドックの補助の実施状況がどのように影響するのか教えていただきたい。

A：がん検診については、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんが対象となっております。

Q：人間ドックの補助は他市より多いと思いますが、今後拡充などは検討しているか。

A：人間ドックは保険者努力支援制度の指標ではありません。また、拡充につきましても現状検討しておりません。人間ドックについては、一部県の調整交付金の対象となっております。

2. 国民健康保険の制度改革について

○国保改革の主な流れ

国では、3,400億円規模の財政支援措置を講じられる予定であり、現在、地方との協議や説明と併せて、新システムの設計開発を進められています。都道府県では、今年度、納付金の算定ルールや国保運営方針の検討・決定をされ、平成30年度の納付金や標準保険料率の検討・決定をされます。市町では、都道府県が算定した納付金や標準保険料率を参考に、納付金の納入と保険料率の決定を行います。

○市町村の作業スケジュール

- ・7月：国から公費の考え方が提示。
- ・8月から9月：都道府県において納付金等の試算。
- ・10月：仮係数が提示。
- ・年明け：確定計数が提示。

市町においては、国保運営協議会での審議を経ながら、予算編成を行い、税率改正の条例改正案、平成30年度予算案を議会で審議いただき、平成30年4月から新制度が施行。

○平成30年度の公費

財政調整交付金の実質的増額で800億円程度、普通調整交付金が300億円程度、都道府県分として400億円程度、市町村分として100億円程度です。保険者努力支援制度で800億円程度、都道府県分が500億円分、市町村分が300億円程度。

○保険者努力支援制度

市町村分として、300億円程度につきましては、保険者の努力で取り組んだものについて国から交付金が支出。

○第3回試算の概要

公費の考え方や激変緩和の新たな考え方などをもとに行われる。

○第3回試算の進め方

平成29年2月診療分までの医療給付費の実績や過去3年平均の所得額の反映、公費の考え方の反映などにより試算されます。激変緩和につきましては、1人当たり保険料額を平成27年度と平成29年度の比較により、一定の割合を超える保険料となる市町村に対して、激変緩和を行うこととなります。今回の試算では、4つの一定割合のパターン設定により試算される予定。

○三段階の激変緩和措置

国の1,700億円規模の財政支援措置により保険料の伸びは抑制軽減される見込みですが、一部の市町村では、保険料上昇の可能性もあります。納付金算定時での配慮、都道府県繰入金による配慮、県に設置される特例基金による配慮の三段階で激変緩和が検討。